

学校給食費無償化を実施することを求める意見書

全国で学校給食費無償化が大きな流れになっている。福島県においても 35 市町村が無償化、一部補助が 19 市町村に及び、値上げ分のみ補助などを加えれば 95%を超える自治体が何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求がきわめて切実なものであることを反映していると考えられる。

憲法第 26 条で義務教育は無償とすることが定められており、2008 年に改正された「学校給食法」第一条で学校給食は教育の一環であることが明記された。また、2005 年に制定された「食育基本法」でも、学校給食が教育として位置づけられている。学習指導要領において「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」と述べられていることとも合わせて、学校給食が「義務教育無償」の対象となることは明らかである。さらに、1961 年参議院文教委員会における質問に対して辻田力政府委員(当時)が、(義務教育無償について)「現在は授業料でございますが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食費というふうなことも考えております」とし、当時は財政上できないが「次の飛躍を期する」と述べている。実際にその後、教科書は無償となったが「食育の教科書」ともいえる学校給食は無償となっていない。現在は、学校給食費無償化はそれぞれの自治体の努力によって行なわれているが、本来は、国が行うべきものであるといえる。実際に、先ごろのコロナ禍においては、学校給食が子どもたちにとって友だちとふれあう楽しい場であり、集団生活を通して成長・発達や人格形成のうえできわめて重要な役割を果たしていることが再認識された。この時期に全国で学校給食費無償化の動きが急速に広がったのも、教育における学校給食の意義についての評価の高まりが背景にあったことが考えられる。

学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で実施できなかったり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。学校給食費無償化の全国的広がりとは並行してこの問題は重大化している。しかもそれは、国が行うべき無償化を自治体任せにしてきたことによって生じる問題である。教科書無償化と同様の措置を一刻も早く国としてとること以外にこの問題を解決することはできない。

文部科学省は、全国の学校給食費無償化の状況を初めて調査し 2018 年 7 月にその結果を発表した。それによれば、当時は全国で 76 自治体が無償化措置をとっているとされている。文部科学省の当時の分析は過疎地における人口流出対策とした。また現在、学校給食費無償化を実施した自治体においても「少子化対策」の一環として位置づける場合が少なくないが、有機農業などと連携して地域循環型経済の発展や子どもの健康と結びつける自治体もある。学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子どもの健康等々、社会全体にとっても幅広い分野に波及する積極的効果と可能性をもっている。以上のことから、次のことを強く求める。

1、学校給食費無償化を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 14 日

福島県河沼郡会津坂下町議会議員 赤城大地

衆議員議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣